

R3 要望内容	担当部署	回答
I コロナ禍への対策について		
<p>1. 商店街・中心市街地対策 コロナ禍で通行量が激減した中心市街地や商店街、日曜日などの街路市が、感染症の収束後に早期に賑わいを取り戻すためにも、集客力のある企画を収束後に開催するよう準備すること。また、賑わいを取り戻すために、商店街組合等が自ら行う企画やイベントを支援すること。</p>	<p>商工労働部 観光振興部</p>	<p>県が行う「観光需要喚起策」（観光キャンペーン推進事業費の一部及び観光需要喚起事業費）や、国の新たな「GoToトラベル」事業による県内外からの集客に繋げる取組と併せて、各地域で策定している「商店街等振興計画」に位置付けられた中心商店街の「にぎわい創出」に向けた取組について「商店街等振興計画推進事業費」により市町村の協力も得ながら確実な実行支援を行ってまいります。</p> <p>また、中山間地域等に対しては、「中山間地域等商業振興事業費」により、商業活性化に取り組む若手事業者グループが実施する新たな取組への支援を継続して行います。</p> <p>その他「Go Toイート事業」や「がんばろう！商店街事業」等、国が行う商店街への需要喚起事業の積極的な活用に向けた情報提供や支援を行います。</p> <p>さらには、来年春に始まる牧野富太郎博士をモデルとしたNHK連続テレビ小説の放送が本県の賑わいに繋がるよう、官民一体となった取り組みを進めてまいります。</p>
<p>2. 業種特性を踏まえた支援</p> <p>(1) 飲食事業者等に対する時短要請によって影響を受ける納入事業者、不要不急の外出自粛によって影響を受ける事業者は多岐に渡る。業種が異なれば、粗利益率など財務構造が異なるため、売上減少によって窮状にあるに関わらず、支援金や協力金の要件である一律の売上減少要件に抵触し、恩恵を被っていない事業者も存在する。これまでの施策の効果を十分検証するとともに、小売業や卸売業など、他業種よりも利益率が低い業者の声を踏まえて今後の制度設計や新たな支援策の創設をはかること。</p> <p>(2) コロナ禍で業種ごとの明暗が生まれているが、いまだ一般飲食店、製菓・土産物店、宿泊施設、旅客業者、一部製造業などはコロナ禍で経営に甚大な影響を受け、財務状態が著しく悪化し、危機に瀕している。影響の大きい事業者が雇用と経営を維持するために、今まで以上の手厚い公的支援を講じること。また、煩雑な手続きを簡便化すること。</p>	<p>商工労働部</p> <p>商工労働部 観光振興部</p>	<p>本県では、コロナ禍が長期化する中、国に先行して県独自の給付対象を拡大した給付金を創設し、事業者の下支えを行ってまいりました。併せて、国に対しては給付金の支給対象を拡大することと給付内容を充実していくことを訴えてまいりました。その結果、今般の国の経済対策で「事業復活支援金」が創設され、支給対象の拡大、支給金額の拡充が行われたところであります。</p> <p>また昨年12月からは県の制度融資として伴走支援型特別保証融資を創設し、年末・年度末に向けた事業者の資金繰りとコロナ禍の長期化により財務状況が悪化した事業者の経営改善に向けた取組への支援を強化するとともに、本年2月からは、新型コロナウイルスの感染急拡大に伴い、県独自の「新型コロナウイルス感染症対策臨時給付金」や「新型コロナウイルス感染症対策雇用維持臨時支援給付金」制度に加え、営業時間短縮要請に基づく協力金の支給により、事業者の皆さまへの支援を行っているところです。</p> <p>今後も、需要回復などの各種経済対策を県としても実施し、早期の景気回復に努めてまいりますとともに、県下の経済状況や、国の新たな支援金制度の適用状況等を踏まえたうえで、事業者のご意見もお聞きしながら、必要な場合には、国に対する政策提言や県としての更なる支援策の検討も行ってまいります。また、その際にはできるだけ簡便な手続きをとるよう努めてまいります。</p>
<p>3. 交通機関対策 地元交通機関の状況として、貸切バスは需要の殆どを消失し、路線バスや路面電車は緊急事態宣言等の移動自粛によって急激に採算悪化、高速バスも県境を越える移動の自粛によって大幅減収、タクシーやハイヤーも懇親会等の自粛と観光客減少等の影響で大幅減収に陥っている。多くの地元交通機関は行政の支援策なしでは事業存続と雇用確保が不可能な状態にあるとともに、ウィズコロナ・アフターコロナの経済・生活様式は、これまでの移動そのものの質を大きく変化させるものであり、特に地方の公共交通事業者のビジネスモデルを完全に崩壊させるものであるといっても過言ではない。 地元交通事業者の社会的役割や特性を踏まえ、県は市町村等と協力して下記の支援策を創設及び拡大すること。</p>		
<p>(1) 後年の負担とならない「減収補填」の考え方に基づく支援制度を拡充すること。</p>	<p>中山間振興・交通部</p>	<p>交通事業者の減収対策としては、基本的に国の持続化給付金や雇用調整助成金、事業復活支援金等の活用をお願いするとともに、県でも感染症対策を支援する補助金等や、コロナの影響で売上が減少した事業者への協力金・給付金により事業者を支援して参りました。また、路面電車事業者に対しては、沿線市町村と協調し、令和2年度の減収見合い額の支援を行いました。</p> <p>さらに、国に対しても、全国知事会を通じて、持続化給付金の延長や再給付、雇用調整助成金の延長や5月以降の縮減については縮減前の水準までの遡及適用を行うよう提言を行っているところです。</p>
<p>(2) コロナ禍において路線バス、路面電車等の県民生活を下支えする公共交通機関を維持していくためにも、路線バス事業の赤字を生じさせない制度の確立及び、路面電車に対する運行助成制度の早期創設をはかること。</p>	<p>中山間振興・交通部</p>	<p>路線バスについては、バス運行対策費補助金で、これまで事業者が負担していた四国ブロックの標準単価によって算出される補助額を超える費用を、昨年度から沿線市町村と協調して支援しております。</p> <p>また、国に対して、バス運行対策費補助金の算定方法について、経営努力を行う事業者が不利にならないように見直すことを、引き続き提言していくこととしております。路面電車の運行に対する支援のあり方については、県でも検討を進めるとともに、国に対しても政策提言を行っております。</p> <p>県としましては、バス・電車などの公共交通を維持するための施策を進めてまいりますので、貴会におかれましても、会員の方々に対して、通勤や出張での公共交通の積極的な利用を呼びかけていただくようご協力をお願いいたします。</p>

R3 要望内容	担当部署	回答
<p>(3) 貸切バス事業者の事業休止、廃止が起こっているが、機能が一旦失われてしまえば、コロナ禍収束後の需要に応えることは不可能となり、長期間に渡る観光産業の機会損失が生じかねない。このような事態を起こさないためにも、現在の貸切バス利用促進キャンペーンなどの需要促進策とあわせ、コロナ禍の長期化を踏まえた経営破綻防止策を講じること。また、収束後の需要喚起につなげるためにも、現在県が講じている観光バス、貸切バスの助成制度を当面継続すること。</p>	中山間振興・交通部	<p>貸切バスについては、昨年10月以降、コロナの感染状況の改善に伴い、需要の回復の兆しが見え始めてきたことから、昨年12月末をもって貸切バス利用促進キャンペーンを終了し、今後は再開が検討されている国のGoToトラベルや、延長された県の観光リカバリーキャンペーンなどの観光需要を喚起する取り組みを通じて貸切バスの利用促進を図ることとしております。</p> <p>経営破綻防止策としては、これまで国の持続化給付金や雇用調整助成金、事業復活支援金等の活用をお願いするとともに、県でもコロナの影響で売上が減少した事業者への協力金・給付金により事業者を支援してきました。また、全国知事会を通じて国に対して持続化給付金の延長や再給付、雇用調整助成金の延長や5月以降の縮減については縮減前の水準までの遡及適用を行うよう提言も行っているところです。</p>
<p>(4) コロナ禍を克服するまでの間、事業用車両にかかる高速道路料金、本四高速の料金の大幅な軽減、または無料化による経済活動の促進を国に要望すること。</p>	中山間振興・交通部	<p>高速道路や本州四国連絡橋の通行料の軽減については、令和2年3月と5月に知事が国に行った「新型コロナウイルス感染症対策のための緊急提言」で要望しましたが、現在までのところ実現しておりません。</p> <p>貸切バス等の高速道路料金の軽減については、昨年12月末まで県の貸切バス利用促進事業費補助金により、貸切バスの利用者がバス会社に支払う借上料(高速道路料金を含む)を補助する形で支援してきました。</p>
<p>4. 関連する商工団体や金融機関等との連携</p>		
<p>(1) 商工団体や金融機関等の関与を必要とする県の支援制度については、運用直前の事前説明で制度内容を初めて知るケースが大半である。従前より要望している通り、支援制度の円滑な運用のため、支援制度を新設する際は設計段階における関与支援機関との十分な事前検討・協議をはかること。</p>	商工労働部	<p>支援制度創設にあたっては、金融機関や商工会・商工会議所等に事業者の現状等についてヒアリングを行い、その結果を制度設計に反映させてきたところです。</p> <p>関係機関と連携して円滑に事業者支援を実施していけるよう、制度創設にあたっての事前の検討・協議・周知をこれまで以上に密に図るよう努めてまいります。</p>
<p>(2) 新型コロナウイルス感染症により影響を受け、事業に支障をきたしている小規模事業者に対し、これまで以上に経営支援のあり方が問われてきており、さらに効果的な経営支援ができるよう、県が主催する「経営計画等策定支援連絡会議」の場などを通じ、支援策に関する現場での情報収集を一層強化するとともに、その円滑かつ効果的な運用、制度改良について連携協力を一層進めること。</p>	商工労働部	<p>経営計画等策定支援連絡会議は、事業者の現状や課題などを情報共有し、事業者の支援策等を議論をする場として開催をしています。一方で、商工会議所や商工会には経営支援コーディネーターを配置し、経営指導員とともに事業者の課題解決、経営改善に向けた支援を行っているところです。</p> <p>今後もより一層、各関係機関と定期的な情報共有と連携を図りながら実効性のある支援に努めてまいります。</p>
<p>5. 税制等対策</p>		
<p>(1) 企業がコロナ禍からの再生に注力できるよう、インボイス制度の導入は当分の間凍結するよう国に働きかけること。</p> <p>多くの中小企業はコロナ対応に追われ、事業継続・雇用維持に懸命に取り組んでいるところであり、インボイス制度の準備に取り掛かれる状況にはない。インボイスの保存・確認等に係る事務負担の増加は、わが国の喫緊の課題である生産性向上に逆行するものであり、特に事務体制が脆弱な小規模な事業者ほど負担感が大きい。また、仕入税額控除の対象から外れる多数の免税事業者に対する取引排除や不当な値下げ圧力等が生じる懸念もある。</p> <p>「所得税法等の一部を改正する法律」においても、消費税の軽減税率制度の導入後3年以内を目途に、事業者の準備状況や事業者の取引への影響の可能性等を検証し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずると規定されている。国は、感染症の収束状況を踏まえながら、改めて中小企業の準備状況や事業者の取引への影響等について検証を進めるとともに、当初想定されていなかったコロナ禍からの経済再生に注力するため、インボイス制度の導入を当分の間凍結すべきと考える。</p> <p>そして、インボイス凍結の間は、小規模事業者の電子帳簿・電子申告を大胆に促進すべきである。安価で使い勝手のよいクラウド会計サービスの登場で、小規模事業者でも帳簿・申告の電子化に取り組みやすい環境が整備されつつある。帳簿の電子化は経理事務の軽減を図るとともに、徴税コストの低減にも寄与する。</p> <p>コロナ禍でデジタル化に対する機運が高まる中、小規模事業者に対する電子帳簿保存法の思い切った要件緩和を図るとともに、青色申告特別控除における電子化インセンティブを拡充することで、免税事業者が課税転換しやすい環境を整備すべきである。</p> <p>全国と比べ、小規模事業者割合が圧倒的に多い本県の特性を踏まえ、県から国に要請すること。</p>	総務部	<p>インボイス制度は、複数税率の下で適正な課税を確保するために必要なものであり、その円滑な移行を図る観点から、免税事業者を含めた事業者の準備のため、軽減税率の実施から十年間の経過措置が設けられています。</p> <p>今後とも国においては制度の円滑な移行に向けて周知広報など必要な取組が進められるものと考えています。また、全国知事会により「中小企業者に与える影響等を踏まえながら、制度の円滑な導入に向けて、十分な周知や広報を行うなど、引き続き必要な支援等を行うべきである」との提案も行われています。</p> <p>高知県としても、県内の税務署と連携を図りながら、周知広報等に努めてまいります。</p>

R3 要望内容	担当部署	回答
<p>(2) 法人税の実効税率の引き下げにより、中小企業は投資や雇用の拡大、賃金の向上に取り組むことが可能となる。一方で、代替財源を確保するため、赤字企業にも課税される外形標準課税の対象を中小企業に拡大するなど、幅広い課税強化策が検討されている。コロナ禍で財務が大きく毀損している中小企業・小規模事業者の経営がこれ以上圧迫されないよう引き続き国に要望すること。</p> <p>(3) 税や保険料の減免・猶予等の措置を講じるよう国へ要望すること。</p>	/	<p>税及び保険料の軽減・猶予等の措置を講じることについては、昨年より全国知事会から国へ提言されております。</p>
II 中小企業・小規模事業者の振興について		
1. 価格高騰を踏まえた木材業界支援		
<p>(1) 木材輸出と地産外商推進のため、関西地方（大阪・兵庫等）の施主等をターゲットにした高知県内の木材産地見学ツアーなど、販路拡大を進めること。</p>	<p>林業振興・環境部</p>	<p>県では、県産材の販売を促進するため、（一社）高知県木材協会に設置したTOSAZAIセンターを中心とし、コロナ禍への対応としてWebも活用しながら国内外への販路拡大に向けた提案活動や展示会出展等に取り組んでいます。さらに、令和3年度より、同センターに関西駐在を配置し、関西地方への営業活動を強化する中で、商談会や産地セミナーを開催しています。引き続き、経済同友会等との連携による施主の木材利用への理解の醸成や木造建築に精通した建築士の育成等の取り組みを推進し、新しい生活様式への対応も含めた非住宅建築物への木材利用等、販路の拡大に取り組んでまいります。</p>
<p>(2) 輸入材の供給減少などを主因とする昨今のウッドショックを教訓に、輸入材の代替ができる品質が担保された乾燥（JAS）材などの県産材供給体制の強化とともに、大径化する木材に対応できる製材加工施設への支援を行うこと。 また、林業経営指導員を主体に、木材業界団体（特に民間）の統廃合を進めるための協議会等を設置し、県内小規模事業者への支援強化・協業化等を支援し、県産材供給体制の底上げを行うこと。</p>	<p>林業振興・環境部</p>	<p>輸入材の代替需要に対応するための乾燥施設等については、本年度の当初予算及び補正予算（9月）により、5事業者（うちJAS認定工場4）の支援を行っており、そのうち本年度に着工した高幡木材センターでは、大径材の加工が可能な施設となっています。また、生産の効率化に向けては、安定的に製材品を供給するためのサプライチェーンの構築を目指し、（一社）高知県木材協会が設置した高知県SCM推進フォーラムの取り組みを引き続き支援するとともに、県産材の供給体制を強化するため、中小製材工場の共同化や協業化を支援してまいります。</p>
2. 人手不足問題解消とデジタル化推進に向けた業種別対策		
<p>(1) 高知県林業大学校と外国の林業大学校等との交換留学や、外国人留学生の受入ができるよう姉妹校協定締結を進めること。</p>	<p>林業振興・環境部</p>	<p>林業大学校は設置から6年が経過し、担い手育成の中核機関としての認知度も高まってきました。 こうしたことから、本年度お話をいただいた高知工科大学と4月に、大阪市立大学と12月に連携協定を締結したところです。 まずはこの連携を軌道に乗せることに注力したいと考えておりますが、海外の大学等との交流は意義があると考えており、県としてどのような交流の仕方が可能か研究してまいります。</p>
<p>(2) 引き続き、林業分野における担い手不足の解消を目的に、高性能林業機械の導入や路網整備などに対して支援すること。また、外国人技能実習生の林業分野における職種指定について国に要望すること。</p>	<p>林業振興・環境部</p>	<p>高性能林業機械の導入や林道・森林作業道といった路網整備については、産業振興計画を開始した平成21年度以降、年平均で高性能林業機械は12台程度、路網整備については300km程度を実施し、生産性の向上を図ることで、原木生産量は平成21年の42万m3が令和2年には63万m3になるほど大きく伸びてまいりました。 今後も引き続き、林業事業者等のご意見を伺いながら高性能林業機械の導入や路網整備に取り組んでまいります。 外国人技能実習生の受け入れについては、林業・木材産業分野の技能実習2号への職種追加、さらに、5年間の在留資格が認められる特定技能1号への職種の追加について、昨年度7月と本年度5月に知事が、厚生労働省及び農林水産省に政策提言を行ったところです。林業分野につきましては、これまで既存の技能を評価する仕組みがなかったため、平成31年4月に全国森林組合連合会が中心となった組織が国の支援も受けながら、技能検定制度の構築に向けて試行試験を行う準備を進めているところです。 引き続き、林業分野の職種追加がより早期に行われるよう、粘り強く政策提言を行ってまいります。</p>

R3 要望内容	担当部署	回答
<p>(3) 本県建設業は、急速な人口減少と若者流出、高齢化により、将来的な技術者不足が必然的に発生しかねない事態に陥っている。加えて、ここ数年、建設技術者が転職する事例など、地域建設業の技術者不足を招く事態が発生している。これは建設企業にとって大きな痛手であり、働き方改革の足かせにもなるなど、悪循環が生じている。建設業が若者や技術者にとって魅力ある産業に映るためには、現場の週休2日制の導入や賃金水準の向上などの働き方改革の推進と、処遇改善などが不可欠である。国、県では設計労務単価の改善や、現場の週休2日制の状況に応じた補正係数の設定（労務費1.05、機械経費（賃料）1.04、共通仮設費1.04、現場管理費1.06）が行われているものの、経営的にはまだまだ十分な水準とは言えないことから、結果として、担い手不足の状況が解消されないままにある。建設業界としても当然、可能な限りの自助努力を行うが、発注者側も思い切った歩掛の見直し、設計労務単価を一定の年収を確保できる水準に設定、日給制の技能労働者の労働日数の減少による収入減への対応、週6日で得る賃金を週5日で得られる単価とすること等々、抜本的な積算体系の見直しを検討すること。また、市町村発注工事についても、少なくとも国・県同様の補正係数を適用するために必要な課題を明確にし、対策を講じること。また、更なる書類簡素化などの負担軽減策を講じること。</p>	土木部	<p>人口減少や高齢化による労働力不足が懸念されることから、建設業が若者や技術者にとって魅力ある産業となるために、働き方改革の推進、処遇改善、イメージアップが必要と考え、建設業活性化プランを策定し、建設業活性化検討委員会により検討を重ねています。また、予定価格の適正な設定にあたっては、「新・担い手3法」を遵守し、適正な利潤を確保できるよう、実際の施工体制や賃金の支払い状況により国が定めた単価、歩掛を用いています。積算体系の見直しについては、引き続き国の改定情報を注視しながら、国同様の対応を行ってまいります。市町村に対しては、国からの通知文書に加え、県の対応方針についても文書や積算基準説明会等により周知に努めています。書類簡素化については、毎年関係団体と意見交換を行いながら進めてきております。今年度は、新たに工事中における確認時の写真撮影の省略等3項目について実施しており、引き続き国交省等の事例を参考に取り組んでまいります。</p>
<p>(4) 情報技術の利活用、新技術の社会実装を通じた社会資本整備分野のデジタル化・スマート化は、コロナ禍による「新たな日常」の出現と相まって必要性が高まっている。国土交通省においても、令和5年度に小規模案件を除くすべての設計業務と工事で、CIM※活用原則化の方針を示している。建設業界団体内でも「ドローン講習会」「CIMセミナー」を開催し、導入と習熟に努めているが、新技術導入時には設備費用はもとより、現場と技術者の負担が増大することから、建設DX導入・推進に際しては地域建設業の実態に即し、人材育成やきめ細かい丁寧な指導等、特に中小建設企業への支援策を拡充すること。※CIM＝建設生産システムの効率化・高度化を図るため、3次元モデルを中心に関係者間で情報共有を図る取組</p>	土木部	<p>建設DXの推進については、各種関係団体等の意見を伺いながら、必要な対策について検討しているところです。令和3年度は、「建設業デジタル化促進モデル事業」の創設により、建設分野のデジタル化を推進しています。その他に、受発注者双方の「感染拡大防止対策」や「働き方改革」を目的として、出先事務所タブレットを導入し、受注者とのWEB会議やWEBによる現場確認（遠隔臨場）を可能としました。加えて、「建設分野のデジタル化推進ポータルサイト」や「Web会議等に関するヘルプデスク」を開設し、WEB会議や遠隔臨場をスムーズに行うためのZoom操作説明会を開催してきました。また、県内建設企業に対しては、i-Construction講座やICT技術研修会の開催に加え、個別相談を含めたきめ細かい丁寧な指導や人材育成にも継続的に取り組んでいます。引き続き、国の施策を注視しながら、県としての取組を検討してまいります。</p>
<p>(5) コロナ禍は都会からの地方移住を促進する好機となる。受験時の交通費補助などの支援制度を学生や学卒3年以内者に限定せず、30代にまで拡充すること。</p>	商工労働部	<p>大都市圏から距離のある本県において、Uターン就職活動時に要する交通費はUターン希望者にとって大きな負担となっています。県では令和3年度から、学生や既卒3年以内者を対象とした交通費等支援制度を創設して負担軽減を図っています。また、社会人につきましては、本県のUターン支援において大きな役割を担っている（一社）高知県移住促進・人材確保センターにおいて、同センターが東京・大阪で実施している「就職・転職フェア」に参加した方が県内企業を訪問する際、交通費の半額を支援する仕組みを整備し、支援を行っています。</p>
<p>3. ワークライフバランスの推進</p>		
<p>(1) 建設業の働き方改革を進める上で不可欠な適正な工期設定、施工時期の平準化、情報通信技術の活用、技術者の配置要件緩和、建設業許可制度の適正化、災害時の対応強化など、現在の業界を取り巻く課題に対応した「新・担い手3法」は、業界の目指す「新3K」実現に大きく寄与するものと捉えている。実際に近年では、国土交通省、県において、早期発注、ゼロ国（県）債の活用、繰越工事の対応等様々な工夫、ご尽力により、発注施工の平準化が実現しており、地域建設業の経営改善が実現している。一方、市町村発注工事では、平準化が実現しておらず、年度後半には発注が集中するために一時的な技術者不足、下請・専門業者不足が生じ、年度末には極端な繁忙期が未だ発生している。新法には努力義務規定も多いが、新たな法に則った「発注者の運用指針」が市町村に至るすべての発注者で厳守されるよう、市町村発注工事の平準化について、情報共有や依頼に留まることなく、対策を講じること。</p>	土木部	<p>平準化については、国、県、市町村で組織する協議会において、取り組み事例の情報共有や、市町村の課題について個別に相談や支援を行いながら取り組んでいます。県に権限のない対策はできませんが、引き続き、市町村の平準化が進むよう検討を重ね取り組んでまいります。</p>
<p>(2) 新・担い手3法には新たに特例監理技術者制度、技士補の創設や、現場技術者の専任性・配置義務緩和など、技術者育成策と業務の合理化・効率化が図られているが、技術者の確保が困難な状況を踏まえ、現場専任制の更なる緩和、営業所毎の専任技術者設置の制度の見直し、技術検定の受験資格である実務経験の短縮等を検討すること。</p>	土木部	<p>技術者制度等については国土交通省が制度を定めていますが、同省が設置した「適正な施工確保のための技術者制度検討会（第2期）」における「早期に検討すべき課題」として、監理技術者等の専任要件、技術者資格の受験資格要件、営業所専任技術者の兼務について検討が行われています。また、同検討会において、早期に具体化できるものについては、具体化を図っていくこととなっております。県としても、同検討会の動きを注視しつつ、国の改正に即座に対応してまいります。</p>

R3 要望内容	担当部署	回答
<p>4. 個別企業の経営支援の推進</p> <p>(1) 地域経済の大宗を占める中小企業・小規模事業者の経営の安定化と、創業・経営革新・販路開拓など経営力の向上、計画策定支援など、経営指導員の果たす役割は質・量ともに増加している。また、組織の円滑な運営や若手職員の育成のためにも事務局長を各商工会議所に設置することが望ましい。県内商工会議所の財務実情を鑑み、小規模事業者数によらず、補助対象職員の定数を維持すること。また、事務局長の設置要件を撤廃すること。</p>	<p>商工労働部</p>	<p>コロナ禍における事業者を取り巻く環境は、ここ2年間非常に厳しい状況にあり、県としてもこれまで幾度となく資金繰り等の大規模な支援対策を行ってきました。そうした中、商工会、商工会議所にもご協力をいただいたことで、より多くの事業者支援ができたことを認識しています。</p> <p>各商工会議所については、業務量の増加に伴う負担が大きくなっていることから、補助対象職員の定数については協議を進めていく必要があると考えています。事務局長の設置要件の撤廃についてはこれまでも要望をいただいておりますが、専務理事が配置されていることをふまえたうえでの要件となっておりますので、ご理解をお願いします。</p>
<p>III 観光振興対策の推進について</p>		
<p>1. 感染症の収束後、早期に400万人観光を取り戻すためにも、コロナ禍で失われた観光需要の実態を、観光客入込み・動態調査等によって明らかにするとともに、それぞれの減少要因を踏まえた具体的な対策を講じなければならない。収束後に全国一斉に観光振興策が講じられることが予想される中で、どのように高知県観光を振興していくか、その方針や目標、目玉となるキャンペーン企画等を示すこと。</p>	<p>観光振興部</p>	<p>県では、コロナ禍による旅行ニーズや旅のスタイルの変化に対応し、落ち込んだ観光需要の早期回復を図るため、「ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた高知県誘客戦略」を取りまとめたところです。この中で、観光施設等における感染症対策の重要性、観光客の旅行計画の立て方やその形態など、観光を取り巻く環境の変化を分析の上、当面の需要喚起策の継続をはじめ、「食」を前面に押し出したキャンペーンなどの対策を講じることで、令和4年における県外観光客入込数の目標値を450万人と設定して取り組みを進めることとしました。</p> <p>「食」はコロナ禍においても最大の旅行ニーズであり、高知の強みを生かした様々な展開ができることに加え、地域に残る「食文化」や「人」などにもスポットを当てることで、中山間地域も含めた幅広い観光振興につながるものと考えています。さらに、これまで磨き上げてきた「自然体験」や「歴史文化」なども活用し、季節ごとに誘客効果の高い観光素材を組み合わせることでキャンペーンの魅力を高め、全国からの誘客を図っていきます。</p>
<p>2. 感染状況を注視しながら、引き続き、プロ野球1軍キャンプが継続できるよう他球団との実践的な練習ができる環境整備や施設整備、受入体制の充実を図るとともに、各スポーツのキャンプ並びに公式戦、社会人、大学、小中高校生のスポーツ合宿などの誘致を図ること。</p>	<p>文化生活スポーツ部</p>	<p>プロスポーツキャンプや合宿の誘致をはじめとするスポーツツーリズムの推進に関しましては、本県の観光戦略の柱の一つとして、高知県観光コンベンション協会をはじめ、関係部局や市町村、競技団体等と連携しながら、引き続き誘致に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>現在、プロ野球キャンプにつきましては、阪神タイガースは安芸市営球場、オリックスバファローズは高知市東部総合運動場野球場、西武ライオンズは春野総合運動公園野球場で実施しており、各施設には雨天練習場が整備されています。</p> <p>令和3年については、球団の感染症対策の意向により、西武ライオンズの春季キャンプ、オリックスバファローズの秋季キャンプを無観客としました。また一方で、西武ライオンズVS千葉ロッテマリーンズのプレシーズンマッチについては、席を空けるといった感染症対策を徹底して、有観客試合を実現しました。</p> <p>このほか、ラグビーのトップリーグチームである埼玉パナソニックワイルドナイツが本県で初の合宿を実施しました。</p> <p>キャンプや合宿などに必要な施設につきましては、庁内関係部局をはじめ、チーム関係者や施設の指定管理者などと協議を行いながら、引き続き受入環境の充実を図ってまいります。</p> <p>今後ともプロスポーツキャンプの定着化に向けた球団との密接な関係づくりに努めるとともに、市町村や競技団体等と協力しながら、プロスポーツやアマトップリーグの公式戦をはじめ、社会人、大学、小中高生のスポーツ合宿などの誘致活動をこれまで以上に強化してまいります。</p>
<p>3. Go Toトラベルキャンペーンは、これまで主に個人旅行にシフトしていることから、今後、再開するにあたっては、貸切バス等の需要喚起となる団体旅行にも効果が及ぶよう特段の配慮をすることについて国に要望すること。</p>	<p>観光振興部</p>	<p>新たなGo To トラベル事業について、GW後の都道府県実施分においては、交付限度額のうち一定部分が、旅行会社向けの専用給付枠として示されることが予定されています。（要綱未着）</p> <p>事業実施にあたっては、専用給付枠の趣旨に即し、割引支援金の配分を行ってまいります。</p>

R3 要望内容	担当部署	回答
<p>4. クルーズ船の寄港が激減し県経済に深刻な影響を与えている。コロナ禍収束後のクルーズ船寄港が再開次第、すぐにツアー企画を催行できるよう、引き続き、誘致活動を行うこと。</p>	<p>土木部</p>	<p>客船の誘致活動については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見ながら、日本船社や外国船社の日本支店、旅行会社など国内の関係者に対して訪問誘致活動を行っております。県内の観光地や体験施設をコロナ収束後のオプションツアー先に組み込んでもらえるよう、県内観光地を紹介するモニターツアーを平成17年度から継続して実施しておりますが、令和3年11月にも船会社や旅行会社のツアー造成担当者を高知県に招請し、現地視察を行いました。</p> <p>また、直接訪問が困難な海外の船会社や旅行会社に対しては、令和2年度から現地旅行会社に代理営業を委託し、継続的な情報収集や誘致活動に努めています。</p> <p>外国船社には、東京都等太平洋側5都県と連携した誘致活動も行っており、外国船の再開時における寄港数拡大を目指しています。</p>
<p>5. 日本遺産への登録および外国人旅行者向けの「広域観光周遊ルート」として全国7地域のひとつに選ばれた「四国八十八箇所と遍路道」が世界遺産暫定リストに追加されるよう、県内商工会議所女性会は四国内の女性会を巻き込みながら積極的に活動を展開している。四国四県推進協議会を盛り上げ、官民挙げた取り組みを引き続き積極的に推進すること。</p>	<p>文化生活スポーツ部</p>	<p>世界遺産暫定一覧表への登録に向けては、平成22年3月に「四国八十八箇所霊場と遍路道」世界遺産登録推進協議会（令和3年4月に「四国遍路世界遺産登録推進協議会」に名称変更、以下「推進協議会」）を設立し、四国の官民が一体となって取り組んでおります。その中でも県内商工会議所女性会におかれましては、歩きへんろのための石柱設置など、機運醸成に向けて精力的に取り組んでいただいております。感謝申し上げます。</p> <p>登録に向けた課題のうち「構成資産の保護措置」を行うため、県では、史跡指定を目指した札所寺院と遍路道の文化財調査を計画的に進めています。</p> <p>また、令和3年3月には、文化審議会から「我が国における世界文化遺産の今後の在り方」（第一次答申）が示され、地域コミュニティが参画した持続的な資産の保存・活用がより重要となっています。県では、昨年度からクラウドファンディングの仕組みを活用した「「高知家」遍路道プロジェクト」を展開し、地域の活動団体が実施する遍路道の維持修繕など、地域と一体になった持続可能な仕組みづくりを支援する取組を進めています。</p> <p>今後も引き続き、高知県商工会議所女性会連合会を含め推進協議会の構成員の皆様と連携しながら、世界遺産登録に向けて積極的に取り組んでまいります。</p>
<p>6. 高知県観光のPRとイメージアップを図るため、テレビ番組、映画等マスメディアのロケ誘致を積極的に展開すること。特に、ジョン万次郎のNHK大河ドラマ化の実現に向けて積極的に支援すること。</p>	<p>観光振興部</p>	<p>映画等マスメディアのロケ誘致については、（公財）高知県観光コンベンション協会に専門職員を配置し、県内でのロケーションの支援、情報提供、現地案内、誘致活動を実施するとともに、県もテレビ番組等による全国への情報発信を図るため、全国や近県メディアを活用したパブリシティ活動を展開しています。令和3年度には本県が舞台となったアニメーション映画「竜とそばかすの姫」が公開され、国内外の多くの方に対する高知の魅力発信につながったところです。今後も、映画やテレビ等を通して本県の観光資源の露出やイメージアップに取り組めます。</p> <p>また、ジョン万次郎のNHK大河ドラマ化につきましては、誘致活動を行う同実現高知県実行委員会に県も参画し、地域の皆様とも連携しながら、引き続きNHKをはじめとする関係機関に働きかけを行ってまいります。</p>
<p>IV 観光振興対策の推進に関する高知市への特別要望</p>		
<p>1. 県内における広域観光ビジョンと課題の明確化をはかり、国の観光予算を活用した広域観光振興策を練り上げるためにも、高知県観光コンベンション協会が担う県域全体を広域包括するDMOとは別に、高知市を中心とする広域観光協議会等の設立並びに、高知県中心部の観光促進を担う新たなDMOを形成すること。また、各地域で活動する既存団体についても支援強化を図ること。</p>	<p></p>	<p></p>
<p>2. 地域博の一環として、「高知まんなか博」等、高知市を中心とした地域博を開催すること。また、開催が実現する際には波及効果が県内全域に及ぶよう企画すること。（本要望について高知県からは、今後、高知市を含む中心部において、博覧会開催に向けた地域主体の取り組みの動きがあった場合は、積極的な支援を検討する旨の回答を得ている。）</p>	<p></p>	<p></p>
<p>3. 桂浜は高知市と高知県の象徴的観光地であり、滞留時間の向上やさらなる魅力付与は不可欠であると考え。桂浜の観光振興・再開発に対する高知市のビジョンを明確に示すこと。</p>	<p></p>	<p></p>

R3 要望内容	担当部署	回答
<p>4. SNSの普及等を背景に、写真映えの良さが観光誘客の重要な要素となりつつある。高知城を含む日曜市、追手筋のヤシの並木が一枚の写真に納まる風景は、他地域にはほとんど見られない南国土佐らしい景観である。ヤシ並木のより適切な剪定や、並木と高知城を同時に撮影できるスポットの開発などにより、観光価値は格段に向上する可能性がある。追手筋の植栽の価値を見直し、観光資源として適切な水準に整備すること。</p>		
<p>V 防災対策・地球温暖化防止対策の推進について</p>		
<p>1. 防災対策の推進</p>		
<p>(1) 浦戸湾三重防護の早期完成に向け、商工会議所も国への要望活動を展開していくが、県においても引き続き早期完成を国に要望するとともに、事業の必要性について県民周知をはかること。</p>	<p>土木部</p>	<p>浦戸湾の三重防護は、県都高知市の津波被害を最小化し、発災後の県全体としての早期の復旧・復興につながる重要な事業です。 この事業を確実に推進していくためには、予算の確保が最重要課題であり、これまでも予算の重点配分や新たな財政支援制度の創設などについて、国に政策提言をおこなってきました。今後も引き続き、国に政策提言を行い、事業の早期完成に向けてスピード感を持って取り組むとともに、広く県民へ事業の必要性について理解を深めて頂くよう国と連携して広報活動にも取り組んでまいります。つきましては、貴職におきまして、後方支援をお願いいたします。</p>
<p>(2) 災害に強く安全で安心できる県土の構築、地方であっても誰もが等しく豊かさを実感できる地方創生社会の実現、そして本県経済の一日も早い回復のため、令和4年度以降も「国土強靱化5か年加速化対策」の当初計画に基づいた公共事業予算を確保し、耐震バース整備や堤防の粘り強い化などの太平洋護岸津波対策はもとより、中山間部の地すべり・土砂災害対策、緊急輸送路や重要道路の耐震化等、本県全域に亘る総合的な南海トラフ地震対策を強力に推進すること。 また、近年の気候変動により毎年全国各地で甚大な水害が頻発化している状況に鑑み、仁淀川、物部川、四万十川そして吉野川等、各水系全県下に渡る河川防災事業の更なる加速化をはかること。</p>	<p>土木部</p>	<p>本県のインフラ整備は、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を最大限に活用しながら、あらゆる災害に屈しない強靱な県土づくりを進めるとともに、県経済の厳しい状況を踏まえ、景気の下支えとなるようしっかりと取り組んできたところです。 引き続き、5か年加速化対策を着実に実施するために、必要十分な予算が確保されるよう国に訴えていくとともに、浦戸湾の三重防護や緊急輸送道路の耐震化など南海トラフ地震対策を強力に推進してまいります。 また、近年の気候変動の影響により激甚化する水害に対して、5か年加速化対策の予算や、有利な地方債を最大限に活用し、河床掘削、河川改修、堤防の耐震対策、排水機場の老朽化対策等の、河川防災インフラの強化を推進しています。 また、河川の流域関係者全員が協働して、総合的かつ多層的に取り組む、いわゆる「流域治水」の取組が全国で進められており、県内においても、国が管理する仁淀川など4つの1級水系で令和3年3月に「流域治水プロジェクト」が公表されています。県が管理する河川においても、令和3年8月に松田川、与市明川の水系で「流域治水プロジェクト」を公表し、他河川の水系においてもプロジェクトの公表に向けた取り組みを進めています。</p>
<p>(3) 南海トラフ地震や洪水等による被害が発生した際、早い段階から商工会議所は被災企業に対する支援施策の周知や、利用にかかる相談対応等を実施することを責務と捉えている。県内商工会議所が耐震化や、建て替えを行う際には県、商工会議所所在地市ともに、どのような行政支援が可能か協議に応じること。</p>	<p>商工労働部</p>	<p>国や県では、商工会議所に類する施設の移転等を主とした補助制度はないものの、単なる移転等だけではなく、移住促進や観光施設、まちづくり等を目的とした地方再生計画書を策定し、国の認定を受けることで、一部該当する場合がありますので、今後ご相談があれば、商工会議所や市と一緒に検討していくことは可能だと考えています。 まずは、南海トラフ地震発生直後、速やかに相談窓口が再開できるよう、商工会議所のBCPの見直し、更新について市との協議を進めていただき、併せて管内事業者の事業継続力強化を支援するための計画も作成していただくようお願いいたします。</p>
<p>(4) 地域建設企業は、社会資本整備の担い手であるのみならず、地域を熟知してその特性に応じた防災・減災活動に取り組み、地域住民の安全で安心な生活を守るとともに、ひとたび災害が発生すれば「地域の守り手」として真っ先に現場に駆けつけ、道路啓開や応急復旧に携わっている。地域の安全・安心の確保のためには、地域建設企業の持続・発展が必要不可欠であることから、引き続き、「地元の工事は地元の企業に」を原則として、地域に貢献し、技術と経営に優れた地元の建設企業が適正に受注できるよう、受注機会の確保に努めること。</p>	<p>土木部</p>	<p>各地域で施工可能である工事については、指名選定で地域内業者を優先し、一般競争入札においても地域要件を設定する取扱いを行っています。今後も引き続き、県内及び地域内業者を優先するよう取り組んでいきます。</p>

R3 要望内容	担当部署	回答
<p>(5) 南海トラフ地震等の大規模災害発生時には、迅速な復旧のために、被災地域からの応援要請を待たずに他地域から自発的にインフラ業者等が応援派遣を行うこととなっているが、この応援部隊を円滑に受け入れるため、さらなる受け入れ拠点の確保やその運営方法を取りまとめ、提示すること。また、行政の指定する病院や避難所等の重要施設での長期停電に備えた自衛のための非常用予備電源の設置・充実や、相当期間分の燃料の確保のための取り組みについてさらに推進すること。</p>	<p>危機管理部 健康政策部</p>	<p>県では、電力会社や携帯電話会社等で構成する「高知県ライフライン復旧対策協議会」を平成29年度に立ち上げ、発災後のライフラインの早期復旧に向けて、優先して復旧する施設や仮復旧の目標日数等を設定しています。この協議会のなかで、復旧作業の活動拠点となる用地の確保や発災後の事業者との情報共有手段などの運営方法についても検討を進めているところです。</p> <p>また、病院が行う非常用予備電源等の整備については補助金による支援を行うとともに、燃料については3日分の燃料を確保するよう医療機関へ周知を図っているところです。今後も補助事業による支援を継続してまいります。</p> <p>避難所への非常用予備電源の設置・充実及びその燃料確保については、それぞれの市町村が実施しています。県では、国の支援制度や他市町村の事例を情報提供するとともに、自主防災組織の取組に対して市町村とともに補助金による支援を行っているところです。</p>
<p>(6) 毎年のように激甚風水害被害が全国で発生しているが、本県においてもその備えは喫緊の課題である。立地条件ごとにどのように企業が建物補強など、暴風雨に備えれば良いかを相談できる窓口や、アドバイザーの設置を検討すること。</p>	<p>商工労働部</p>	<p>台風や集中豪雨に対しては、平時からハード・ソフトの両面対策を講じることが重要です。ソフト面につきましては、平成27年度から自然災害対応型のBCP策定講座を開催し、事業者のBCP策定を支援するとともに、より実効性の高いBCPとするための訓練講座を開催することで、風水害等発生時の事業継続に向けた備えを進めているところです。</p> <p>建物補強等のハード面につきましては、専用の窓口設置は困難ですが、事業者から相談があった際には、必要に応じて関係団体や民間事業者など対応が可能な窓口を検討するなど、事業者の風水害対策に関する課題解決に向けて取り組んでまいります。</p>
<p>2. 地球温暖化防止対策の推進</p>		
<p>(1) 2050年のカーボンニュートラルの実現に向け、高知県では高知県環境アクションプランを掲げ、日本一の森林県として、森林資源の豊富な本県の特性を活かした温室効果ガスの吸収源対策を進めるため、森林や木材を利用した木質バイオマスエネルギーの普及啓発や、建物の木造化の推進による「都市の脱炭素化」等を推進することを示している。この具体策として、木材利用の意義について県民や事業者に普及啓発・情報発信を進めるとともに、公共施設をはじめ民間施設の木造化や木質化への支援を強化すること。また、本県の子供たちに幼児期から木と触れ合い、地球環境に対する木の効用への理解を促せるよう、保育園・幼稚園や小学校などとの連携のもと、木育遊具や什器などへの導入や、木育インストラクターや指導員の養成など、木育活動を進めること。</p>	<p>林業振興・環境部</p>	<p>木材利用に関する情報発信等については、民間団体が行うテレビ番組等でのPRを支援するとともに、県の森林環境税を活用して実施される「こうち山の日推進事業」や「山の学習支援事業」の各種イベントでの木工体験や、講師を派遣した木工教室の開催などの活動を支援しています。また、建築物の木造化や木質化については、市町村等が取り組む公共的建築物の木造化・木質化や、非住宅建築物の木造設計等を支援しているところです。</p> <p>木育については、乳幼児への木製玩具等の配布等を支援するとともに、昨年度に創設した「木育指導員活動支援事業」により、保育所や幼稚園を対象に木育指導員の養成や派遣などの活動へ支援を始めました。引き続き、これらの取組を通じて、県民の皆様が、木に親しむ機会を創出し、木を使うことや森林・環境の保全の大切さへの理解の促進や、木材の利用に繋げていけるよう、普及啓発に取り組んでまいります。</p>
<p>(2) 徳島県ではかねてより、環境の世紀をリードする「環境首都とくしま」を標榜し、平成26年度に燃料電池自動車や水素ステーションの普及目標を示した「徳島県水素グリッド構想」を打ち出し、水素ステーション整備への支援制度を設けている。同県では現在、3か所目の設置に向けた準備が進んでいる。現状ではトヨタ自動車株式会社は、水素ステーションが設置されていない県への水素自動車納入をしない方針であることから、本県はグリーン時代の自動車への対応に後れを取る恐れがある。水素ステーション設置の必要性についての検討を開始すること。</p>	<p>林業振興・環境部</p>	<p>国は、2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略において、水素をカーボンニュートラルのキーテクノロジーと位置づけるとともに、2030年までに1,000基程度の水素ステーションを整備することを掲げ、燃料電池車等の普及による、移動に伴う温室効果ガスの削減を目指しております。</p> <p>本県においても、今年度中に策定するアクションプランに、再生可能エネルギー等の導入促進や、運輸部門の脱炭素化の1つとして、水素の活用を位置づけてまいりたいと考えております。このため、本県への水素ステーションの設置についても設置事業者への支援のあり方について検討をしているところです。</p>
<p>(3) 今後、ESGを背景とした上場企業取引におけるSDG s 要請が強くなることが想定される。県内企業がSDG s 経営に取り組む必要性や、上場企業取引に対応していくための注意点、準備の進め方等についても、一層の啓発をはかること。</p>	<p>産業振興推進部</p>	<p>県では、「第4期産業振興計画」の重点ポイントの1つとして、「持続可能な地域社会づくりに向け、脱炭素化・SDG s を目指した取り組みを促進」を掲げ、県内事業者によるSDG s の達成に向けた取り組みを推進しております。</p> <p>県内企業がSDG s 経営に取り組む必要性等については、今年度から新たにセミナーの開催や、アドバイザーの派遣による指導・助言を行う「高知県SDG s 推進アドバイザー制度」の実施、SDG s の達成に向けて先進的に取り組んでいる県内事業者の取り組み事例を紹介する冊子「こうちSDG s ガイドブック～大学生×SDG s ×企業～」の作成・配付等を通じて啓発を図ってきたところです。</p> <p>また、SDG s の達成に向けた取り組みを行っている事業者について県が登録する「こうちSDG s 推進企業登録制度」を創設し、登録事業者の取り組みを県のHP等で掲載するなど対外的に周知PRしているところです。</p> <p>今後も引き続き上記の取り組みを充実強化するなど、県内事業者のSDG s の達成に向けた取り組みを推進してまいります。</p>

R3 要望内容	担当部署	回答
VI インフラ整備の促進について (要望)		
1. 道路		
<p>(1) 物流の運用効率を高め、人とモノの流れを活発にすることにより、観光をはじめ生産や流通の関連部門にも相乗効果が生まれ、県経済の活性化が図られる。加えて、南海トラフ地震発生時における迅速な救助・救援活動の実施、また、その後の復旧活動を円滑に実施するためには、確実に通行できる道路の確保が必要である。特に県民の命の道となる「四国8の字ネットワーク」のミッシングリンクの早期解消に向けた下記①～⑤の整備促進等、総合的かつ計画的な整備を推進すること。</p> <p>①宿毛市～愛南町間の早期事業着手。 ②黒潮町（佐賀）～四万十市間及び窪川佐賀道路の整備促進。 ③高知東部自動車道の南国安芸道路（高知龍馬空港～香南のいち間、芸西～安芸西間）の早期完成を図ること。 ④阿南安芸自動車道の安芸道路・北川道路（1工区、2-2工区）・野根安倉道路・海部野根道路の早期完成を図ること。また、阿南安芸自動車道の奈半利～安芸間の早期事業化を図ること。 ⑤「高速道路における安全・安心基本計画」に基づく暫定2車線区間の4車線化を着実に実施すること。</p>	<p>土木部</p>	<p>四国8の字ネットワークは、地域の経済活動を支える社会資本であるとともに、南海トラフ地震をはじめとする大規模災害等の発生時には、緊急輸送等を担う大変重要な基盤です。</p> <p>このため、県では、四国8の字ネットワークの早期整備を重要課題に位置付け、他県や沿線市町村、関係団体の皆様とも連携しながら国等に政策提言を行うなど、早期完成に向けて積極的に取り組んでいます。</p> <p>引き続き、事業中区間の早期完成及び未事業化区間の早期事業化に向け、関係する皆様と連携しながら整備の必要性をしっかりと訴えてまいります。</p> <p>①宿毛市～愛南町間について 令和3年12月10日、新規事業化に向けた手続きとなる、本線と宿毛新港インター線の都市計画決定を行いました。（愛媛県側も同日付で決定）</p> <p>②黒潮町（佐賀）～四万十市間及び窪川佐賀道路について 窪川佐賀道路では、用地買収やトンネル、橋梁等の工事が進められています。 佐賀大方向道路では、地元との設計協議や用地買収、橋梁工事等が進められています。 大方四万十道路では、調査設計が進められています。</p> <p>③高知東部自動車道の南国安芸道路について 高知龍馬空港～香南のいち間では、令和7年春頃の開通見通しが発表され、物部川に架かる橋梁工事等、開通に向け整備が着々と進められています。 芸西～安芸西間では、用地買収や橋梁等の工事が進められております。</p> <p>④阿南安芸自動車道の安芸道路、北川道路（1工区、2-2工区）、野根安倉道路、海部野根道路、奈半利～安芸間について 安芸道路では、用地買収や、黒鳥地区で高架橋工事等が進められています。 県が整備を進めている北川道路（1工区、2-2工区）では、令和3年度に新規事業化された（1工区）の測量設計に着手しています。また、（2-2工区）については、令和5年度の一部開通に向けて和田トンネルなどの工事を進めています。 野根安倉道路では、調査設計が進められています。 海部野根道路では、用地買収や調査設計が進められています。（高知県区間：徳島県境～野根IC） 奈半利～安芸間は、県環境影響評価条例に基づく手続きを不要と判断しました。</p> <p>⑤暫定2車線区間の4車線化について 国の「高速道路における安全・安心基本計画」（令和元年9月10日）において、高知自動車道「土佐PA～須崎東」間が優先整備区間に選定されています。</p>
<p>(2) 高知県は他県に比べて中山間地域の道路整備が遅れている。一方で全国的に、地震や大雨の災害時に、中山間地域が孤立することが深刻な問題となるなか、本県においては、近い将来南海トラフ地震の発生が予想されていることから、国道439号、国道441号、国道493号など、中山間地域の道路を早急に整備すること。</p>	<p>土木部</p>	<p>国道493号は、阿南安芸自動車道の一部であり、四国8の字ネットワークを構成する道路です。また、国道439号や国道441号などは、四国8の字ネットワークの整備効果を地域に波及させる幹線道路であり、日常生活を支えるとともに、災害時には「命の道」となる道路です。</p> <p>頻発する台風や豪雨、南海トラフ地震などの際に、中山間地域の孤立を防ぐため、地域の実情を踏まえて未改良区間の整備を進めるとともに、橋梁の耐震化や法面の防災対策についても、国道439号など緊急輸送道路において重点的に進めています。</p> <p>・国道439号は、徳島市から大豊町を經由し四万十市に至る本県の中山間地域を縦貫する道路で、地域の産業や生活を支える重要な路線ですが、多くの未改良区間が残っているため、整備効果の大きい箇所から順次整備を進めており、来年度も、事業中の11箇所の推進を図ります。</p> <p>・国道441号は、四万十市の中村地区と西土佐地区を結ぶ唯一の幹線道路で、四万十川の観光道路としての役割も果たすことから、重点的に整備を進めております。未改良区間の西土佐岩間～上久保川間のうち口屋内バイパスでは、トンネル工事などを進めています。また、中半バイパスも令和2年度から測量設計に着手しています。この2つの工区が完成しますと当路線の全線改良が完了することになりますので、早期完成に向けて取り組んでまいります。</p> <p>・国道493号は、奈半利町から東洋町に至る道路で、四国8の字ネットワークを構成する阿南安芸自動車道の一部として規格の高い構造による整備を進めています。令和3年度に新規事業化された北川道路1工区（安倉～和田）の測量設計に着手しています。平成25年度に着手した北川道路2-2工区（和田～柏木）では、延長2.2kmの和田トンネルの工事などを進めています。</p>

R3 要望内容	担当部署	回答
(3) 国道321号市街地間の高台ルート及びアクセス道の整備について前向きな検討を進めること。	土木部	平成29年3月に策定された「土佐清水まちづくり構想」を実現するために、「どのような事業を活用して整備を進めていくのか」といった具体的な整備手法や整備スケジュール等を検討するための勉強会に県も参加し、これらの検討に併せて、どのような道路整備が可能かについて、市とともに検討してまいります。
(4) 本四高速道の料金は、平成26年4月に全国共通料金となったが、これは令和5年までの10年間の時限措置であり、料金が元に戻った際、本県はじめ四国経済に多大な影響が及ぶことが懸念される。四国各県と協調し、本四高速料金の現行維持を国に訴えること。	土木部	本四高速は、大規模災害時の迅速な救命救急活動に資するとともに、本県はもとより、四国の産業・観光振興を支え、地域経済の活性化に寄与する大変重要な社会基盤です。県としては、本州と四国の経済連携を強化していくうえでも、全国共通料金制度の継続は不可欠と認識しており、これまでも本四高速の利用促進に向け、取り組んできたところです。引き続き、本州・四国間の更なる交流促進を図るべく、「環瀬戸内海地域交流促進協議会」の皆様とも連携のうえ、取り組みを進めていきたいと考えております。
2. 港湾		
(1) 新しいガントリークレーンの設置に伴い大型船の荷役が可能となったため、既存岸壁の水深確保やコンテナヤードの延伸など、船舶の大型化への対応を進めるとともに、コンテナヤードの延伸による蔵置能力の拡充など、高知港の利用促進を図ること。	土木部	コンテナの取扱岸壁については、令和3年12月に高知県地方港湾審議会を開催し、大型化するコンテナ船に対応した岸壁の増深計画を港湾計画に位置付けしたところです。今後は、コンテナ岸壁の増深工事の事業化に向けて、国に予算要求を行っていく予定です。コンテナヤードについては、現在策定中の第三期高知新港振興プランにおいて利用実態を確認し、ヤードの拡張など検討してまいります。
(2) 現有的高知～韓国航路は、運航スケジュールや到着日が不安定であることから、県内の貨物は県外港へ流出している。現航路1社での運航では、県内企業に高知港の利活用を十分に図ることは難しいため、利便性の向上を図るため他航路の誘致活動を早急に進めること。	土木部	令和2年11月頃から顕在化した新型コロナウイルスの感染拡大の影響により北米や中国など世界の主要な港で発生しているコンテナ貨物の滞留による運航スケジュールの乱れは1年あまりを経ても改善しておらず、まだ時間を要すると見られています。今後も関係団体及び荷主企業の意見を踏まえ、現有航路の維持に加え、新航路誘致に向けての船社との交渉を継続し、高知港の利活用を促進するための誘致活動を進めていきます。
(3) 高知港では、県外貨物の増加により、コンテナ取扱量が令和2年度総計で15,000TEUを超え過去最高である。しかし、供用から20年が経過したシップローダ、リーチスタッカなどの港湾荷役機械は老朽化が進展しており、故障のたびに物流が止まるため荷主に与える影響が大きい。蔵置能力の拡充及び計画的な機械の更新、能力増強を図ること。	土木部	高知新港におきましては、県経済を支える物流拠点としてソフト・ハード両面の機能強化を深化・発展させるべく「高知新港振興プラン」を有識者や港湾利用者等で組織した委員会のもと策定しています。平成24年12月に策定した第一期プランでは、リーチスタッカが1台しか無いため故障によるリスク等を解消するため、官民で2台体制を確保する方針が示され、平成25年度にリーチスタッカの更新に併せ、現行機を民間事業者に払い下げし、現在は2台体制となっています。一方、貨物量の増加や荷役機械の老朽化等に伴う故障も多くなっているため、令和4年度にリーチスタッカの更新を予定しており、今後も安定した荷役が継続できるよう荷役機械の更新を含めた維持管理を検討してまいります。
(4) 平成29年度に改定した須崎港港湾計画の事業化を具体的に進めること。	土木部	須崎港では、地域産業の持続的な発展のため、競争力強化に資する物流拠点の形成を目指し、船舶の大型化に対応し企業の国際競争力を強化するための大水深岸壁計画などを盛り込んだ港湾計画を平成29年度に改訂しています。大水深岸壁の整備については、国の方で事業化に向けた調査・設計を実施していると聞いており、今後も引き続き国・市とも連携し早期の事業化に向け取り組んでまいります。また、県事業分の-7.5m岸壁の耐震化については、既に事業化し、整備に向けて取り組んでいます。
(5) 引き続き宿毛湾港の利活用を促進するとともに、岸壁・防波堤等の早期整備を図り、四国西南地域の核となる広域物流港湾としての機能整備を図ること。また、防災拠点港としての機能を発揮できるよう、企業のニーズに沿った宿毛湾港工業流通団地及び丸島へ高台を整備すること。	土木部	宿毛湾港については、課題であった港内の静穏度を確保するため、平成15年より池島第1防波堤の整備を進め、令和2年8月に池島第2防波堤の延伸整備が完成したところです。これを受け、宿毛湾港では、安全で安心して利用できる環境が整いました。今後は、防災拠点港として、防災機能の向上を図るため、防波堤の粘り強い化を促進してまいります。また、四国8の字ネットワークの道路整備では池島地区の北側にインターチェンジの設置されることから、時間距離の短縮や定時制の確保といった課題の改善が期待されています。このような環境の変化に対応した新たな取り組みを進め、四国西南地域の物流拠点となるよう、地域の関係機関と協議を進めてまいります。

R3 要望内容	担当部署	回答
<p>3. 四国新幹線 四国の新幹線の整備は、交流人口の拡大による地域経済の活性化や観光振興のみならず、大規模災害への対応力向上や在来線の維持確保等の点からも不可欠である。基本計画に留まっている四国の新幹線の整備計画の格上げに向け、国による法定調査を実施するための予算措置を引き続き要望すること。</p>	中山間振興・交通部	<p>県としましては、貴会をはじめとします多くの関係機関と連携しながら、四国の新幹線の整備計画への格上げに向けた法定調査の実施について、国に政策提言を行うとともに、四国選出の国会議員との国への要望活動や、県民の皆さまの気運醸成に向けたイベントなどに取り組んできました。</p> <p>四国の新幹線の早期実現のためには、こうした取り組みに加え、何よりも経済界をはじめとする県民の皆さまの気運醸成が重要と考えております。</p> <p>貴会におかれましても、会員の方々への啓蒙活動や県内での機運醸成などについて、引き続きご協力をお願いいたします。</p>
<p>4. その他</p> <p>(1) 経済合理性に基づいた民間主導での5G整備が県内の広い範囲での利用が可能となるまでに長い期間を要することが想定される。情報環境整備が遅れた地方こそ早期整備が必要であることから、国・県のイニシアティブのもと、整備を強力に支援すること。</p> <p>(2) 県民・観光客の足として必要なおめん・なはり線、中村宿毛線の存続に向けて、引き続き県が主体となって経営支援策と利用促進策を積極的に講じること。</p> <p>(3) 洋画界の大家で文化勲章受章者でもある奥谷画伯は、宿毛市出身であり、その作品は個性的で高い評価を受けている。奥谷美術館の建設は交流人口の拡大や地域活性化の面でも大きな効果が期待されることから、広域的な視点に基づき、建設に向けた取り組みを進めること。</p>	<p>総務部</p> <p>中山間振興・交通部</p> <p>文化生活スポーツ部</p>	<p>5G基地局整備については、国民が5Gの恩恵を実感できるよう、令和3年12月28日付けで総務省から携帯電話事業者（NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル）に対して、5Gの面的カバーを実現するため、整備の加速化に係る要請がなされたところです。</p> <p>また、「令和4年度税制改正の大綱」（令和3年12月24日閣議決定）において、令和2年度に2年間限定で創設された「5G投資促進税制」が令和6年度まで3年間延長されたことから、県としても、全国知事会とともに、引き続き、地方での5G基地局の早期整備を要請してまいります。</p> <p>県では、関係市町村とともに両線を維持するため、経営安定基金の造成や、安全運行に必要な施設整備、利用促進への支援を行っております。</p> <p>また、県職員の出張の際に鉄道の利用を促すことを目的として、安芸駅・奈半利駅・中村駅への公用車の配置も実施しているところです。</p> <p>さらに、おめん・なはり線の利便性向上による新たな利用者を獲得するため、県と関係市町村の支援により、令和3年3月から、あき総合病院前駅を開業しています。</p> <p>このように、県としましては、市町村と連携した路線の維持に取り組んでまいりますので、貴会におかれましても、両線の積極的なご利用並びに呼びかけをお願いいたします。</p> <p>奥谷先生の作品を展示する美術館の整備の在り方などにつきましては、宿毛市において検討を行うとお伺いしております。</p> <p>今後、県としては、宿毛市の検討の内容もお聞きをした上で、どのように連携を図っていくことができるのか検討していきたいと考えております。</p> <p>（なお、県は令和3年度に県立美術館において、奥谷先生の企画展を開催しております。）</p>